

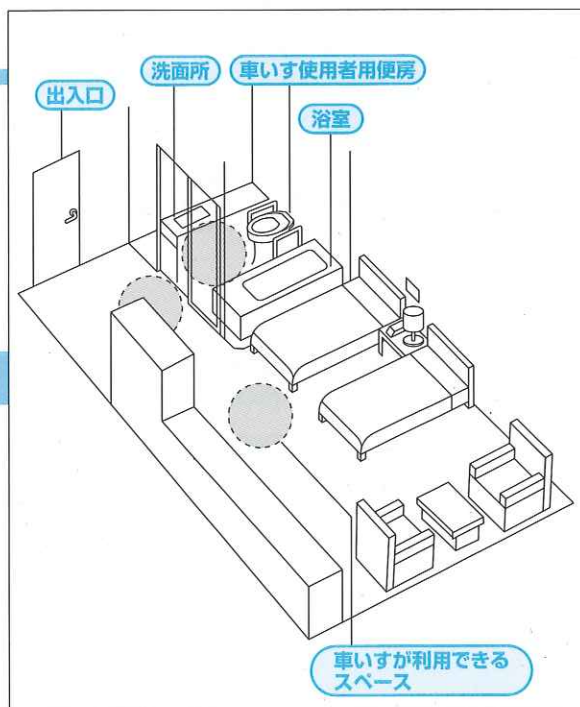
1 建築物

(22) 客 室

設計のポイント

宿泊施設においては、車いす使用者の利用に配慮した客室の整備が必要です。

- 室内は、車いす使用者の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないなどの配慮が必要です。
- 車いす使用者に配慮した便所・洗面所及び浴室の整備が必要です。



整備基準

【適用施設／宿泊施設で100室以上の客室を有するもの】

●整備基準

次に定める構造の客室を客室数に50分の1を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)以上設けること。ただし、当該数が8を超える場合は、8とする。

- ア 出入口は、**(1)【出入口】の項に定める構造^①**とすること。
- イ 室内には、**(6)の項アからエまでに定める構造の車いす使用者用便房^②**を設けること。
- ウ 室内には、**(16)の項に定める構造の洗面所^③**及び**(17)の項に定める構造の浴室^④**を設けること。
- エ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。

●基準の解説

- ① P.45 (出入口) 参照
- ② P.67 (車いす使用者用便房) 参照
- ③ P.101 (洗面所) 参照
- ④ P.103 (浴室) 参照

● 条例による整備基準

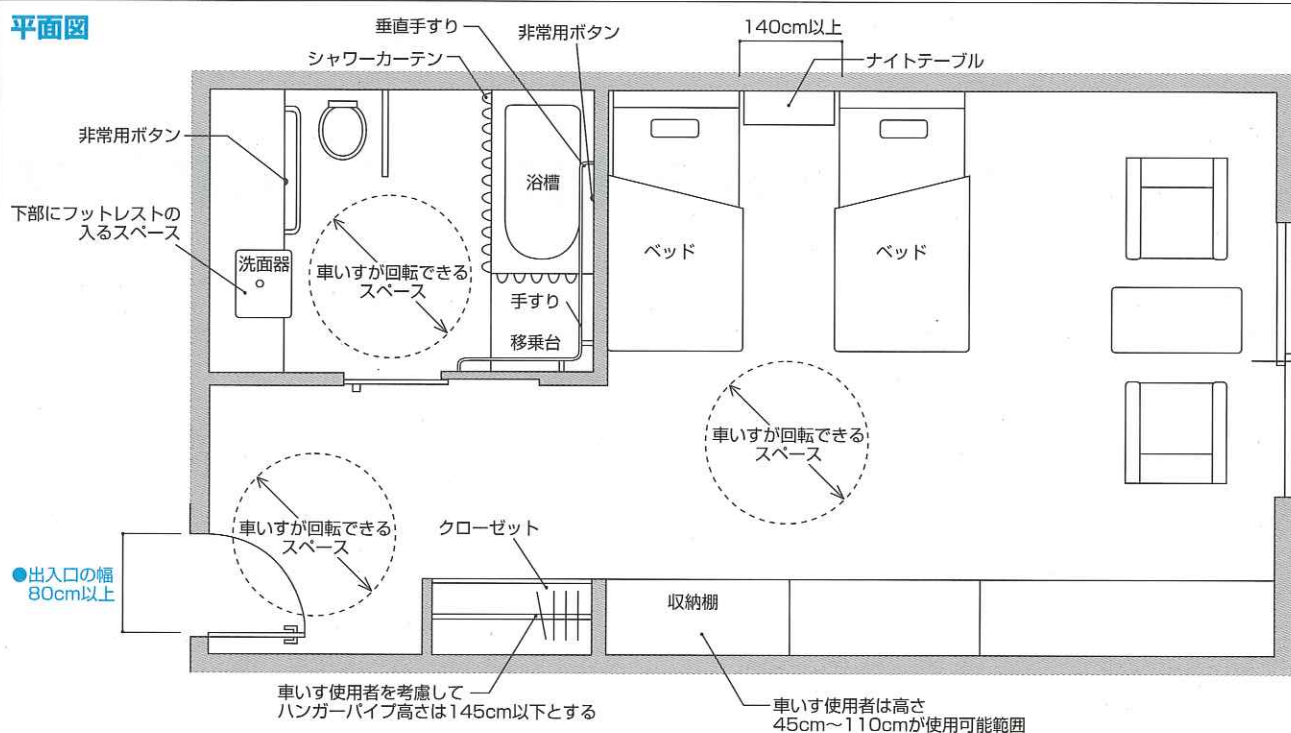
◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

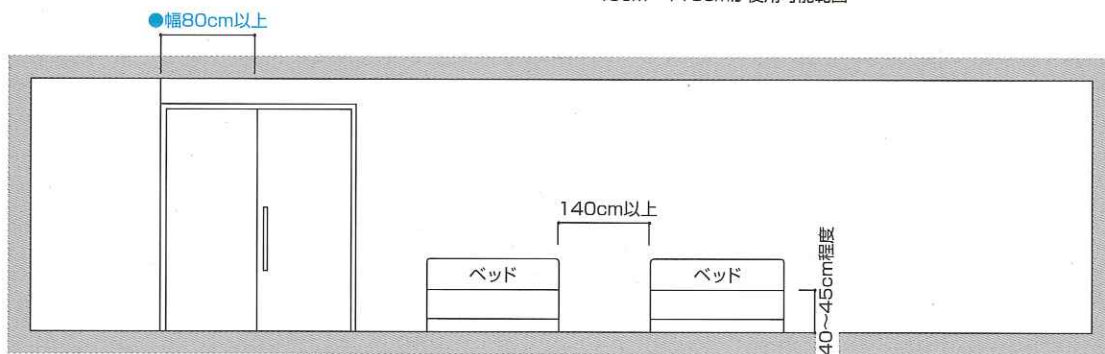
 参考事例等

⊗ 注意マーク

平面图

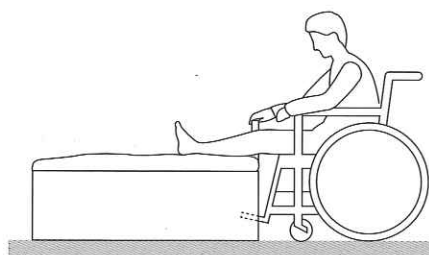
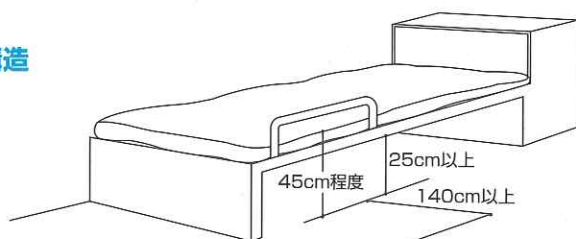


断面図



▲ 車いすが180度方向転換できるよう、ベッドとベッドの間は140cm以上が望めます。

ベッドの構造



❗ 車いすからの移乗しやすい高さ(45cm程度)の配慮が必要です。

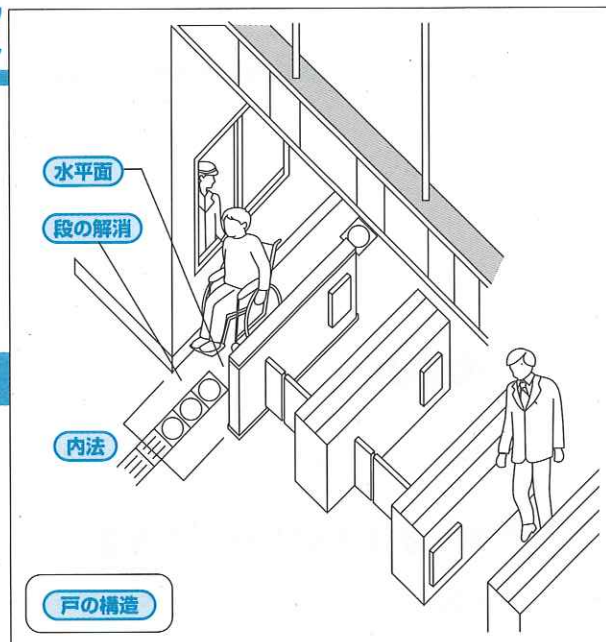
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(1) 改札口

設計のポイント

改札口及びレジ通路は、高齢者、障害者等が支障なく通過できるよう配慮が必要です。

□高齢者、障害者等が利用しやすいよう、幅員や視覚障害者の誘導等に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

●整備基準

改札口を設ける場合においては、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、**内法を80cm以上^①**とすること。
- イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が**円滑に開閉^②して通過できる構造^③**とすること。
- ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる**段^③**を設けないこと。
- エ 床面は、水平とすること。

●基準の解説

- ① 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ② 車いす使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。
- ③ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものをいいます。[P.48参照]

●整備例

● 条例による整備基準

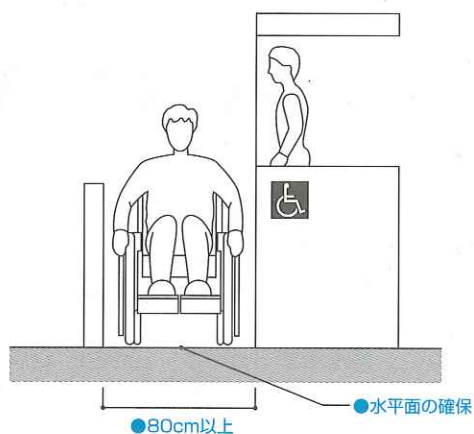
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

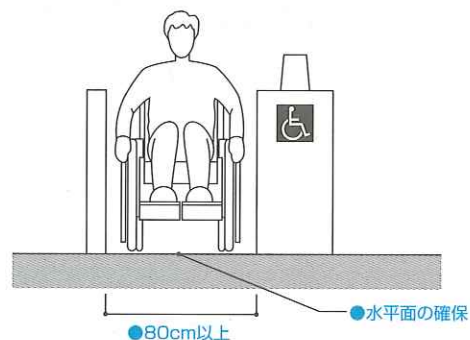
✕ 注意マーク

有効幅員

有人改札



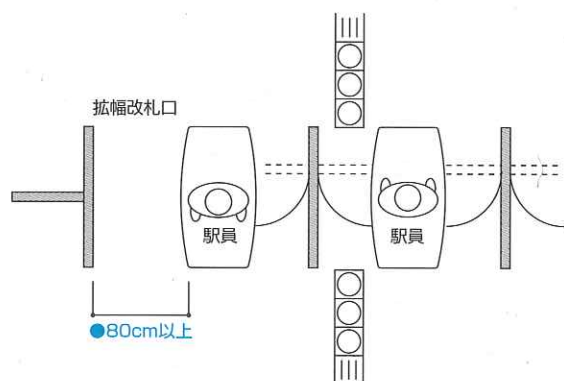
自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の設置が望めます。

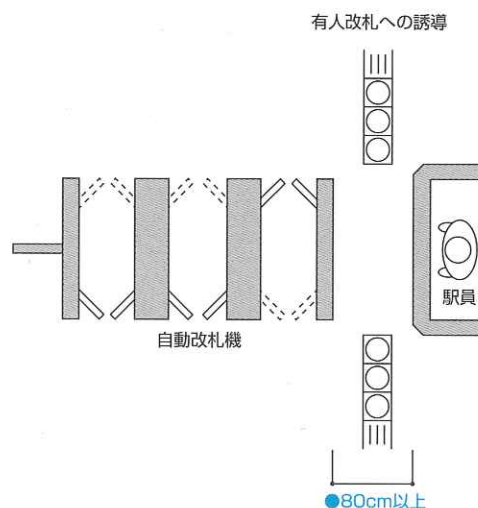
視覚障害者用床材

有人改札



▲ 改札口の前後に、誘導用床材を3枚程度連続します。
▲ 視覚障害者は、できるだけ有人改札へ誘導します。

自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望めます。